

だい かいしやう しゃせいどかいかくすいしんかいぎいけんようし  
第2回 障がい者制度改革推進会議意見要旨

しょうがいしゃきほんほう  
障害者基本法について

こうせいいん みたかしちやう きよはら けいこ  
構成員 三鷹市長 清原 慶子

1. 障害者基本法の位置づけと性格について

(1) しょうがいしゃきほんほう については、「しょうがいしゃじりつしえんほう」「しょうがいしゃさべつきんしほう  
(仮称)」「しょうがいしゃそうごうふくしほう (仮称)」などとの全体的な法制度の枠組みの中に  
位置づける必要がある。したがって、きほんほう について議論をする場合には、既存  
の関連法や新たに制定する可能性のある法を含む、今後の総合化を視野に入れ  
た、位置づけや性格に関する整理が必要ではないか。すなわち、きほんほう につい  
ての議論と、総合的、包括的な視野での議論の両方が求められる。

(2) しょうがいしゃきほんほう は、しょうがいしゃ に関する基本的 考え方や理念、しょうがいしゃ ていぎ  
などを盛り込んだ中核的な性格を持つものになると想定される。したがって、  
しょうがいしゃ けんりじやうやく ないよう こうもく たいおウ  
障害者の権利条約の内容・項目と対応し、リンクしたのものにもなると考えら  
れる。そこで、しょうがいしゃ けんりじやうやく との関連性を検討する必要がある。

2. 理念として含まれるべき内容について

(1) きほんほう の理念や基本的な 考え方の中には、しょうがいしゃ けんりしゅたいせい、ノー  
マライゼーション、ソーシャルインクルージョン、スティグマの徹底排除など

かんが かんが かんが  
の考え方が含まれると考えられる。

(2) げんこうきほんほう しょうがいしゃ そうたいてき じゅうどうき せんざい いち  
現行基本法は、障害者を、相対的に受動的な存在と位置づけているかの  
ぶんげん あらた ひつよう かんが  
ような文言もあり、改める必要があるように考える。

### 3. じちたい たちば りゅうい けんとう してん ろんてん 自治体の立場から留意して検討していただきたい視点・論点について

(1) じちたいぎょうせい にな ちいき しょうがいしゃふくし きょうどう すす たちば  
自治体行政を担い、地域で障害者福祉を協働で進めている立場からは、  
しょうがいしゃせいど もくひょう りねん げんじつ かいりげんしょう たい  
障害者制度のあるべき目標や理念と、現実との乖離現象に対して、どのよう  
ほうほう しゅだん かいしょう こんなん かん ばあい  
な方法や手段で解消していくべきか、困難を感じる場合がある。

したがって、きほんてき りねん きょうゆう げんじつ しょばめん りねん  
基本的には理念を共有しつつ、現実の諸場面でどのように理念  
じっせん はか じゅうよう かんてん きほんほう  
の実践を図っていくかということが重要であり、そうした観点から、基本法と  
こべつほう わくく せいり ぶかけつ  
個別法の枠組みの整理が不可欠である。

りねん ちゅうしん きほんほう ぎろん じっせん むす つ こべつほう ぎろん  
理念を中心とした基本法を議論することと、実践に結び付く個別法を議論す  
ゆうきてき れんけい れんどう きほんほう しめ りねん くげんか さいだいげんはいりよ  
ることが、有機的に連携・連動し、基本法で示す理念の具現化が最大限配慮さ  
ひつよう  
れる必要がある。

(2) いっぱんてき りねん げんじつ かっとう ぐたいてき じれい かんが ちいき  
一般的にみられる理念と現実の葛藤がある具体的な事例から考え、地域  
まさつ かっとう かいしょう してん ぐたいさく ちと  
の摩擦や葛藤を解消する視点と具体策が求められる。

たとえば、しみん せいかつ ちいきしゃかい しょうがいしゃもんだい そうろん さんせい  
たとえば、市民が生活する地域社会においては、障害者問題は、総論は賛成  
かくろん こべつもんだい せせひひ げんじつ そうぐう すく  
するが、各論・個別問題となると是々非々という現実に遭遇することは少なく

ない。最も端的な例は、障害者施設整備に係る近隣住民の反応である。こうした場合、障害者福祉に理解を持つことと、実際に施設が近隣に設置されることを受け入れ難く思う心理との相克の中で、地域住民同士の良好な相互関係が不調となるという、悲しい現実も少なくない。

ただし、そうしたケースにおいても、対立的構造は一時的なものであり、経過の紆余曲折の中で、ある時の反対住民が一転、強力な支援者になる場合もある。日常生活の中での何気ない連帯、支えあい、合意の経験を生み出すことや、そうした地域風土の醸成が非常に重要であると痛感している。こうした、現実を踏まえた検討が望まれる。

(3) 合意の形成ということについては、法制度等において、国民、行政、事業者等に「義務」や「責務」として、ある価値観から規定するような、規制的な制度は必要な場合もある。しかしながら、人と人との対等的な関係が実態的に形成されない中では、そうした価値観の規定はともすると「押しつけ」として受け止められ、内在的な排除意識を増長させる要因にもなりかねない。これは、障がい者を特別な保護的対象として強調しすぎる場合の弊害と言える。保護と自立支援のバランスが大切である。

そこで、可能な限り、日常の地域生活の中での障がい者を含む住民同士の対等な関係性の構築を推進していくための不断の取り組みが必要である。たと

例えば、三鷹市の場合、障害者自立支援法を契機として設立された「障がい者地域自立支援協議会」や住民主体の「地域ケアネットワーク」の取り組みなどが、そうした日常的な関係性を確保しつつ、ソーシャルインクルージョンやノーマライゼーションの具現化に繋げることができるのではないかと期待している。

付記：会議の進め方について

○短期間で一定の方針のとりまとめが必要なこと、構成員の数が多く、障がい当事者の構成員への適切な情報保障が必要なこと、などの条件から、短期間に集中的な会議の開催と1回あたりの会議が4時間程度の予定ということですが、この場合、構成員各位の集中力の持続が心配され、一人あたりの発言時間が短くなる可能性も高いということが考えられます。そこで、当面は、構成員相互の面識や信頼関係の構築のため全体会は必要と思いますが、早い段階で、少人数の密度の高い議論の機会を作り、その内容を全体会で共有し、論点を整理し協議を深めていくといった会議運営の工夫もご検討ください。